

共済満期 特別定期貯金

* 取扱期間 *

令和8年3月2日(月)から
令和9年2月26日(金)

※金利状況によって変更の可能性があります。

JAの定期貯金で
もっともっと
安心に!

スーパー定期 (M型) <単利型> 1年もの (自動継続)

店頭表示金利

十年 プラス 0.15%

(税引後年0.119%)

上乗せいたします

- 対象 / 当JAの満期共済金の受取から1か月以内の個人(一時払いを含む) ※年金共済は対象外となります。
 - 預入方法 / 原則通帳式とする
 - 預入限度額 / 1円以上共済金の範囲内
 - 適用金利 / 店頭に表示する該当種類の1年もの定期の金利に年0.15%上乗せする。
- ※上記適用金利は初回の満期日まで。

お問い合わせ・ご相談はお気軽にお近くのJA窓口までお尋ねください。

〈共済満期特別定期貯金 商品概要説明書〉

(令和8年3月2日～令和9年2月26日適用)

1. 商品名	・共済満期特別定期貯金（スーパー定期貯金（M型）〈単利型〉）
2. 販売対象	・当JAの共済満期金の受取から1か月以内の個人 ※年金共済は対象外
3. 期間	・定型方式 1年（自動継続〈元金継続または元利金継続〉の取扱い）
4. 預入方法 (1) 預入方式 (2) 預入方法 (3) 預入金額 (4) 預入単位 (5) 限度額	・原則通帳式とする。 ・一括預入 ・1円以上 ・1円単位 ・満期共済金の範囲内
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 店頭金利情報の入手方法	・預金時の店頭表示の利率（スーパー定期）に年0.15%を上乗せした利率を初回の満期日まで適用します。 ・自動継続時には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以降に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率）
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回る時は、その普通貯金利率によって計算します。 ・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。
10. 貯金保険制度（公的制度）	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融共済部（電話：0283-24-3712）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。